

発議案第6号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年11月30日

提出者	君津市議会議員	三浦章
賛成者	同	高橋明
	同	磯貝清
	同	佐藤葉子
	同	橋本礼子

君津市議会議長 嶋田剛様

提案理由

一般職の職員の期末手当の支給率の引下げを踏まえ、議会議員の期末手当の支給率の引下げを行うため、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

